

主任相談支援専門員養成研修における留意事項

1. 主任相談支援専門員養成研修

- ・本研修は、兵庫県の委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修課（以下「研修課」という）が実施します。

2. 受講申込

- ①必ず実施要項及び本内容を確認し、代表者、申込責任者、申込者（受講希望者）は、必要な書類を揃えて各市町の推薦を受けてお申込みください。
- ②提出された書類については返却いたしません。必ずコピーを取っておいてください。
- ③研修の問い合わせについて、福祉のまちづくり研究所ホームページの研修部門にある問合せページからメールでお問い合わせしてください。回答については、メールでの返信か、場合によってはお電話でさせていただきます。

3. 受講決定

- ①研修課への申込締切後、兵庫県担当課で厳正な選考の上、受講決定を行います。先着順ではありません。受講決定の詳細内容は個人情報保護の観点、公正な選考基準の観点からいかなる場合もお伝えできません。
- ②申込締切日後、受講可、不可にかかわらず、通知書をお送りします。通知書については、申込み時の郵送物発送先住所に発送いたします。
- ③受講可否については、研修センターから郵送する通知書で、必ず確認してください。電話等での問合せにはお答えできません。
- ④通知書の発送については、発送日に福祉のまちづくり研究所ホームページ「information」にその旨掲示します。
発送掲示後、2週間が経過しても通知が届いていない場合はご連絡ください。
- ⑤受講決定後は同一法人や同一事業所内であっても、受講者の変更、日程の変更はできません。

4. 受講料等の支払い方法

- ①受講決定者には、受講可否通知発送時に「受講料振込方法について」の通知を同封しますので、記載事項に沿って期日までに、ゆうちょ銀行の郵便払込取扱票を用いて指定口座へ振込んでください。領収書の発行は行いませんので、必要な方は払込受領書を各自で保管してください。
- ②振込手数料の負担をさせていただきます。
- ③期日までに指定金額の入金が確認できなかった場合、受講をお断りする場合があります。
- ④やむを得ない事情で振込期限を過ぎる場合は、必ず担当にご連絡ください。

5. 受講辞退

- ①受講決定者が都合により辞退される場合は、速やかに研修課の担当へ連絡してください。
- ②既に振込んでいる場合、受講決定通知に記載している期限内のキャンセルであれば、受講料を払戻しします。ただし返金は振込手数料との差額分となります。
- ③受講決定通知に記載している期限後又は研修中にキャンセルした場合、原則返金はできません。資料の送付は行いません。なお、キャンセルの理由によっては返金する場合があります。（手数料は②と同様）

6. 研修時間

- ①プログラムについては、受講決定者に送付します。
- ②毎回の受付時に出席確認のため受講決定通知書の確認と押印を行います。全回、同じ印鑑と受講決定通知書を持参してください。
- ③研修の都合により、受付時間等を変更することがあります。
- ④進行の状況により、終了時刻が遅くなる場合があります。
- ⑤研修最終日に修了式を開催する場合、プログラム上の時間より遅くなる場合があります。

7. 研修会場

- ① **演習については、総合リハビリテーションセンター内で行います。**但し変更等ある場合はその限りではありません。研修会場は受講決定時及び研修中に受講決定者等へ通知します。
- ② 各駅から研修会場までのバスの時刻等は各自でお調べください。研修課ではお答えしていません。
- ③ **研修会場には研修受講者用の駐車スペースはありません。**公共交通機関での研修参加を原則として、自家用車使用の場合は近隣の有料駐車場を使用してください。**総合リハビリテーションセンター内駐車場は、兵庫県立リハビリテーション中央病院の患者様等のために設けられている旨ご了承ください。**

8. 研修時の遅刻・早退及び欠席

- ① 修了証の発行には、厚生労働省が定めた時間数の講義を受講が必要となります。
- ② **原則遅刻・欠席・早退の場合、研修の修了証の発行はできません。**時間に余裕をもって集合してください。
- ③ 遅刻や欠席の場合は、研修当日の8時45分以降～研修開始時間の間に必ず電話にて研修課まで連絡してください。
- ④ 自家用車による遅刻は一切認めません。
- ⑤ 講義中の無断離席は、いかなる理由があっても遅刻や早退と同様の扱いとします。
- ⑥ **いかなる理由であっても、研修の欠席に伴う研修の振替は出来ません。**

9. 研修の変更及び中止

- ① 研修開始3時間前に研修開催市町（総合リハビリテーションセンター内での開催の場合は神戸市西区）で特別警報が発表されている場合は、原則研修を中止します。また、天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合は、研修を変更・中止することがあります。いずれの場合も、研修開始時間の約3時間前に福祉のまちづくり研究所ホームページにて掲載します。ただし、やむを得ない状況によりアップロードできない場合はこの限りではありません。
(福祉のまちづくり研究所ホームページアドレス)
<https://assistech.hwc.or.jp/category-kensyu/>
- ② 警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。変更・中止につきましては、受講者の判断ではなく福祉のまちづくり研究所ホームページ等でご確認ください。
- ③ やむを得ず研修中止となった場合は、受講料を返金いたします。ただし、申込み時の振込手数料、宿泊費、交通費等は返金できません。また、変更や研修開催後に中止となった場合も返金できません。
- ④ 研修開催後に中止となった場合、修了証書を交付できない場合があります。
- ⑤ 研修変更及び中止の案内は、福祉のまちづくり研究所ホームページ「information」に掲載します。適時、確認してください。
- ⑥ 受講者都合による開催方法・会場などの変更対応は出来ません。必ず指定の開催方法・会場で参加できることを確認したうえでお申込みください。

10. 修了証

- ① 全プログラム修了者に対して、原則研修修了後に兵庫県知事名の修了証を郵送します。
- ② 修了証には受講申込書に記載している氏名・生年月日を印字します。そのため受講申込書の氏名及び生年月日は間違いのないように正確にご記入ください。
- ③ 研修センターは修了者を把握・管理する目的で、氏名・生年月日・事業所名・事業所住所を修了者名簿に記載し、兵庫県担当課へ通知します。
- ④ 次の場合修了証を交付できないことがあります。
 - (1) 受講申込書の記載内容に虚偽があった場合
 - (2) 「実施要項」及び「研修における留意事項」の記載内容に違反又は逸脱した場合
 - (3) 欠席、遅刻、早退、長時間の離席等があった場合（やむを得ない場合を除く）
 - (4) 研修の目的が達成されないと判断された場合（提出物期限が守られない、研修態度が好ましくない等）

11. 個人情報の取り扱い

①お預かりした個人情報は以下の目的にのみ利用いたします。

受講決定の可否通知、修了証の発行、修了者名簿の登載、研修時における作成物・報告書等の資料、受講者名簿、研修・セミナー等のご案内の送付、その他、県、研修センターが必要と判断したもの

②お預かりした個人情報は必要に応じて、第三者への提供を行う場合があります。

受講者の受講履歴や資格取得等の情報は、受講者が勤務する法人の申込責任者や法人の代表、勤務する施設のある市町担当課、県、研修講師、同研修受講者等（研修内容で作成物・報告書等を共有する場合があります）

③その他

必要に応じて、個人情報に配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。また個人を特定できない範囲で、研修時の様子を事業紹介等で使用することがあります。

12. 知的財産権及び使用权

①申込責任者もしくは申込者は、以下の規定を遵守するものとします。

(1)研修に使用される研修教材の知的財産権は知的財産所有者に帰属する

(2)知的財産の複製、一般書籍を含む印刷物への転用、発表又は出版等、知的財産権の侵害となる一切の行為を禁止する

(3)研修設備等の撮影、及び研修内容の撮影もしくは録音を禁止する
(演習の成果物等、講師の許可がある場合は可)

②研修資料、教材等の使用权を申込責任者もしくは申込者に与えるものではありません。

13. 受講中の事故等についての対応

①不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。

②受講者の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。

14. 相談窓口

(研修に関する問い合わせ先)

兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター

福祉のまちづくり研究所 研修課の問い合わせフォームからお問い合わせください。

https://assistech.hwc.or.jp/contact-page/contact_kensyu/

※担当者が不在の場合、すぐに回答できないことがあります。

(事業申請等に関する問い合わせ先)

兵庫県 福祉部 障害福祉課 障害政策班

メール：shougai@pref.hyogo.lg.jp

※担当者が不在の場合、すぐに回答できないことがあります。